公表監第10号 平成31年3月29日 (2019年)

平成31年1月31日付西監収第34号で収受しました西宮市職員措置請求の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西 監 発 第 98 号 平成 31 年 3 月 29 日 (2019 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員 亀 井 健 同 鈴 木 雅 一 同 西 田 いさお 同 長谷川 久美子

「西宮市職員措置請求」の監査結果について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定により平成31年1月31日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

- 第1 請求の内容
 - 1 請求人

(略)

2 請求書の提出

平成31年1月31日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。 西宮市食肉センター指定管理業務に係るA社への指定管理者の指定の取消しを求めること、そ の他財務会計上の違法不当行為について必要な措置を取ること。

(請求の理由)

別紙1のとおり。

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成31年2月5日、 請求を受理することに決定しました。

2 監査の対象事項

請求人が求める次の請求が認められるか否かを監査の対象としました。

西宮市食肉センター及び西宮市食肉地方卸売市場(以下「食肉センター等」という。)について A社を平成31年4月1日から法第244条の2第3項の規定による指定管理者とする指定(以下 「本件指定」という。)を取り消すこと、その他本件指定に関連する財務会計上の違法不当行為に ついて必要な措置を取ること。

3 監查対象部局

西宮市産業文化局

4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成31年2月 18日、請求人が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

5 関係部局に対する調査

法第199条第8項の規定に基づき、請求人の指摘事項に対する市当局の説明を文書により求めました。その回答内容は、別紙2のとおりです。

第3 監査の結果

1 監査によって確認した事実

西宮市食肉センターは、大正6年に武庫郡芝村村営「と畜場」として開設され、昭和39年に西宮市食肉センターに改称され、昭和63年に西宮浜に移転整備されました。

食肉センター等の施設の概要は、次のとおりです。

- ・所在地 西宮市西宮浜2丁目32番地の1
- ・建築年月日 昭和63年3月竣工

・建築面積 敷地 9,548.24 m²、建物 6,424.76 m² (付随建物を含む)

市は、平成20年4月から3年間、平成23年4月から3年間、平成26年4月から5年間の各期間、A社を食肉センター等の指定管理者として管理を行わせています。

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの指定管理者の指定に係る事実関係は、次のとおりです。

市は、食肉センター等の指定管理者に関しては、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年西宮市条例第4号)第5条第4号により、「指定施設の設置の目的、性格及び規模等により公募に適さない場合その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合」に該当するとして、非公募で選定手続きを行いました。

選定の手続きについては、指定管理者制度運用マニュアルII 2(3)「公募しない場合の手続き」に従い、市から基本的な事項を明示し、事業者による事業計画書等の提出があった後に、西宮市食肉センター等指定候補者選定委員会により指定候補者として妥当か否かの審査を行い、A社を平成30年10月16日に指定候補者として選定しました。

平成30年11月30日にA社を食肉センター等の指定管理者として指定する旨の提案が議会に 提出され、同年12月19日の議決を経て、平成31年1月24日、A社に対し、指定管理者として の指定を行い、その旨を同年2月1日に告示しました。また、平成31年3月25日にはA社と本 件指定に係る基本協定を締結し、同年4月1日に、平成31年度の年度協定を締結する予定です。

西宮市食肉センターに係る指定管理者に行わせる業務の範囲については、西宮市食肉センター条例(昭和38年西宮市条例第52号)第13条が(1)使用の許可に関する事務を行うこと、(2)使用料の徴収に関する事務を行うこと、(3)使用料の還付に関する事務を行うこと、(4)食肉センターへの出入り等に対する指示等に関する事務を行うこと、(5)食肉センターへの入場制限等に関する事務を行うこと、(6)使用許可の取消し、使用の制限等に関する事務を行うこと、(7)食肉センターの施設等の維持管理を行うこと、(8)その他食肉センターの設置の目的を達成するため市長が必要と認めるものを掲げており、西宮市食肉地方卸売市場に係る指定管理者に行わせる業務の範囲については、西宮市食肉地方卸売市場条例(昭和61年西宮市条例第40号)第15条が規定しています。

2 監査委員の判断

(1) 本件指定の取消しを求める請求について

住民監査請求は、住民による事務監査請求の制度(法第75条)のように、地方自治体の事務一般の違法又は不当を問題とするための制度とは異なり、地方自治体の財務会計の適正な実現を目的として、租税その他の公租公課を負担する住民に、その個人的な利益とは直接には関係なく請求を認めた制度であり、その対象とされる事項は、法第242条第1項所定の財務会計行為に限られています。したがって、財務会計行為ではない、すなわち財務的処理を目的としない一般行政目的上の行為は、住民監査請求の対象とはなりません。財務会計上の行為としての財産管理行為は、地方自治体の財産の管理行為のすべてがこれに該当するものではなく、その行為のうちで、当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産管理行為がこれに該当するとされています(最高裁判所平成2年4月12日判決参照)。

指定管理者制度は、公の施設の管理を指定管理者に行わせることにより、民間事業者が有するノウハウを活用して多様化する住民ニーズに効率的に対応し、これにより地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受できるようにすることを目的とする制度です(法第244条の2参照)。そして、指定管理者には、公の施設が本来の目的を達成できるようにするため、当該公の施設の使用許可処分等も含めた管理権限が委任されており、指定管理者の有する管理権限は、当該施設ないし附属設備の維持、修繕、使用関係の規制等、公の施設が本来の目的を達成させるために行われる管理一般に幅広く及ぶものです。したがって、指定管理者の指定自体は、公共用物設置の目的を達成するために行う行政管理的行為であって、当該公共用物の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には当たりません(大阪地方裁判所平成18年9月14日判決参照)。

したがって、本件指定は、住民監査請求の対象となる財務会計行為ということはできません。 また、請求人は、本件指定に関連する財務会計上の違法不当行為として種々の点を主張していますが、これらの主張がA社を指定管理者として指定する行為に至る一連の手続の瑕疵を論難する限り、指定行為が財務会計行為といえず、住民監査請求の対象とならない以上、監査委員が当該手続の違法不当性を判断するものではありません。ただし、請求人が問題とする行為自体が財務会計行為に該当し、市に損害をもたらしうる場合には、監査委員がその違法不当性を判断することとなるため、以下(2)においてこの点を検討することとします。

- (2) 本件指定に関連する財務会計上の違法不当行為として請求人が主張する点について
 - ア 市長が本件指定に係る議会の議決前である平成30年8月2日付で、平成31年4月1日からの食肉センター等に係る指定申請書を提出するようA社に依頼書を送付し、A社が平成30年9月7日付で指定管理者指定申請書を提出、同日付で市が受理したことについて

これらは、A社を指定管理者として指定する行為に至る手続行為にすぎず、財務会計行為 とは言えません。請求人は、提出された書類等に虚偽の記載があるとも主張しますが、この 点についても同様であり、監査委員の判断対象とはなりません。

イ A社の計上する人件費が平成20年度指定管理では代表取締役及び役員7名分、平成26年度指定管理では役員2名及びその他15名分と内容を変更し、平成31年度指定管理では代表取締役及びその他14名分としていることが指定管理者制度運用マニュアル等に定めがない違法な契約であるとしていることについて

市当局は、「指定管理者が当該業務を行うにおいての人員については、指定管理者により 必要な人数及び人件費が計上されております。各期の人数及び人件費の変更については、各 年度の必要な人員を計上しており、各年度協定においてそれを承認している」としています。 各年度に計上される人件費及びその算定基礎である人員が年度により変更されることは、 これらが基本協定において規定されていないことからも、当然に予定されていることであり、 年度により変動があったとの一事をもって違法不当な年度協定の締結であるとは言えませ ん。

ウ A社の役員は、宿日直業務を行うために必要とされる警備業法(昭和47年法律第117号) 第4条の都道府県公安委員会の認定を受けておらず、また、市は、宿日直業務に係る経費と して現在の指定管理においてA社に支払っているが、A社は3名分を市に申請しながら、再 委託先業者には2名分を支払っているとの主張について

宿日直業務については、仕様書において、市の承認を受けたうえで警備業法の定める警備業務許可業者である専門業者に委託することができると規定しており、現在の受託業者は、当該要件を満たしています。また、宿日直業務の具体的な業務時間、業務内容等は仕様書に規定されていますが、業務に必要な人数は定められておらず、市当局は、「市としては指定管理者が、仕様書に定める「宿日直業務」が適切に実施されているかを判断しており、再委託先の人員については要件としておりません」としています。また、仕様書に定める宿日直業務について、A社は6,130,080円で受託業者と契約しており、その旨、市もこれを確認し

ています。

これらのことから、A社の役員が警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を 受けていないことをもって、また、仕様書の要件とされていない事由をもって、宿日直業務 に係る指定管理者への支出が違法不当なものとは言えません。

エ 西宮市食肉センター内に「荷受け場所」が存在しないにもかかわらず、市は、税金を支出 し、A社代表取締役は申請書を提出して、これを受け取っているとの主張について

市当局は、「食肉センター内の「荷受け場所」については、大動物冷蔵設備等の一部を使用して、荷受会社により相対取引にて食肉卸売業が実施されています」としており、また、「西宮市食肉センター等の指定管理者が管理する施設は、と畜場に該当する「西宮市食肉センター」と、卸売市場に該当する「西宮市食肉地方卸売市場」との複合施設であり、その維持管理は一体の施設として管理されています」としています。

西宮市食肉センター及び西宮市食肉地方卸売市場は一体的に管理されており、荷受け場所が独立の場所として特定されていないことをもって、指定管理者への支出が違法不当なものとは言えません。

オ A社本社事務所は、A社代表取締役の自宅にあり、指定管理業務に係る作業は、西宮市食 肉センター内の市所有の事務所で行っているにもかかわらず、指定管理者への支出が行われ ている等との主張について

市当局は、A社本社の所在地がA社代表取締役住所と同所に定められていることは認めつつ、本社・支社の所在地については、仕様書等において定めがないとしています。また、本社経費とは、A社が提出した収支予算書における一般管理経費の額で、本社事務経費、社会保険労務士、税理士等の経費からなっているとしています。A社は、食肉センター等の指定管理業務以外の事業は行っていないため、本社事務即ち一般管理事務を食肉センター等の事務所で行い、これに要する経費を含めて指定管理料として市が負担していることをもって、A社に対する指定管理者としての支出が違法不当とは言えません。

また、請求人は、A社が支出した指定管理業務に係る経費の領収書を市が保有していないことも問題としていますが、市当局は、当該経費については、A社による契約であるため、領収書はA社が徴取し、市としては当該年度が終了した後に、モニタリングとして執行状況を確認する際に領収書等も確認しているとしています。経費の領収書を市が保有していないことをもって、直ちに当該経費が実態に基づかないものであるとは言えず、市が執行状況を

領収書等に基づいて確認しているため、当該経費について指定管理料として市が負担することをもって違法不当とは言えません。

なお、請求人は、修繕に係る工事資格等を有しないA社が修繕を行っていることも問題としています。しかし、市当局は、50万円未満の主に施設・設備機能を維持するための小規模な修繕については、A社の業務としていますが、そのうち専門的な修繕については、工事資格を有する業者にA社が発注し、領収書も確認しているとしています。したがって、違法不当な修繕費の執行が行われているとは言えず、修繕費に係る指定管理料の支出は違法不当とは言えません。

カ 西宮市食肉センター等指定候補者選定委員会の委員及び議会の会派・議員に請求人が提出 した平成30年度の「市民の声」及び添付資料が回付されていない行為が刑法(明治40年法 律第45号)第233条の業務妨害罪に該当するとの主張について

請求人が問題とする点は、A社を指定管理者として指定する行為に至る手続に係る不作為であり、財務会計行為とは言えず、監査委員の判断対象とはなりません。

(3) 以上のことから、請求人が主張する(1)本件指定の取消しを求める請求については、これを却下し、請求人が(2)本件指定に関連する財務会計上の違法不当行為として主張する点については、イからオまでの各行為は、違法不当とは言えず、これらについて必要な措置を求める請求を棄却し、ア及びカの行為その他請求人が問題とする諸点については、財務会計行為に係るものとは言えず、監査委員が住民監査請求による監査の対象としてその違法不当性を判断する対象とは言えないため、これらについて必要な措置を求める請求は、これを却下します。

(請求理由の抜粋)

(注記) 原則として請求人が提出した請求書の原文のままを記載し、事実証明書及び法条の引用等は省略しました。

1 財務会計上の不当・違法行為

イ 市議会の議決を受ける前に、石井登志郎市長が平成31年4月1日~平成36年3月31日までの5年契約するにあたり平成30年8月2日付でA社代表Bに指定管理者として申請書を提出するよう契約の依頼書を送付し、A社代表Bが平成30年9月7日付で文書を提出して同日付で西宮市が受理した。

平成31年度からはBと14名との契約。

西宮市食肉センター及び西宮市食肉地方卸売市場指定管理業務内容書 P. 6 の 16 指定の取消し等 指定管理者の損害に対しては市は賠償しません。又取り消しに伴う西宮市に生じた損害について、賠償しなければなりません。

P. 6の19/3/提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

市議会の議決を受ける前に、河野昌弘市長が平成26年4月1日~平成31年3月31日までの5年間の契約するにあたり平成25年7月18日付でA社代表Bに指定管理者として申請書を提出するよう契約の依頼書を送付し、A社代表Bが平成25年8月23日付で文書を提出して同日付で西宮市が受理した。

平成26年度からはB、Cと15名との契約

契約に関する申請書は「西宮市食肉センター及び西宮市地方卸売市場指定管理指定申請書」と記載されていますが西宮市地方卸売市場は指定管理が導入された平成19年には存在していません。虚偽有印公文書

西宮市とA社代表Bの双方が虚偽の公文書と承知しているにも拘わらず、平成20年度から現在まで契約しています。刑法第96条の3 競争入札妨害罪に該当すると思料します。

- ロ 平成 20 年度は5業務をA社代表Bと役員7名との契約であったが平成 26 年度からはB、Cと 15 名との契約。内容を変更しており、平成 31 年度からはBと 14 名との契約。西宮市指定管理の条例マニュアルに定めがない違法な契約である。
- ハ 西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の違反 第2条(4)ア(ア) 特定な者に対して著しく有利な、又は不利な取扱いをすること。

ニ 宿日直に関する法律

警備業法第4条「警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府 県公安委員会の認定を受けなければならない。」と法律で定められています。

A社代表B、Cは公安委員会の許可を保有していない。西宮市は契約金をA社代表Bに支払い、A社代表Bは3名分を西宮市に申請しD社には2名分を支払っている。

A社代表Bは詐欺罪に該当し西宮市長は背任罪を問われます。 A社代表BからD社に再委託の文書。 ここで、西宮市とA社代表BとD社の3者の談合・競争入札妨害が発生すると共にA社代表Bの詐欺罪に該当し西宮市長は背任罪を問われます。

ホ 西宮市食肉センター内に「荷受け場所」が存在しないにも拘わらず税金の支出及びA社代表Bは申請書を提出して受取っている。

A社及びA社代表Bは詐欺罪に該当し西宮市長は背任罪を問われます。

へ 本社事務所は西宮市内のBの自宅で作業は西宮市食肉センター内の西宮市所有の事務所で作業をしているにも拘わらず委託料を受取っているA社及びB、Cは詐欺罪に該当し、その事実を承知で違法な手続きによる税金を支払っている西宮市長は背任罪を問われます。

本社経費 8,963,094 円 「本社に行って調査した事はありません。」 賃借料 (コピー機、ファックス、監視カメラ、UTM機器) 542,982 円 修繕費について (50万円以下の工事) についてA社が行うと契約している。

西宮市は「A社に費用を支払っているが領収書はA社が保有して西宮市にはありません。」と回答。

- ①西宮市契約規則 契約課は「原則は許可を有している業者です。」
- ②西宮市事務分堂規則
- ト 平成20年度から平成30年度の食肉センター決算推移 山田知、河野昌弘、今村岳司、石井登志郎市長が決裁。
- チ 契約に対して審議をする決定権のある西宮市食肉センター指定管理者候補者選定委員会の委員に平成30年度市民の声No.158・No.183号と添付資料を回付していない行為は刑法第233条の業務妨害罪に該当します。

市議会議長が議決権のある市議会の会派・市議会議員に平成30年度市民の声No.158号、No.183号と添付資料を回付していない行為は刑法第233条の業務妨害罪に該当します。

リ 西宮市食肉センター等指定候補者選定委員会関係の資料 公正取引委員会の官製談合・競争入札妨害について解説の文書 公正取引委員会においても従来から指名見積り合わせに係る事件を入札談合事件の一類型として扱っています。

2 指定管理者取消の理由

- イ 詐欺による契約は取消又は無効であります。
- ロ 競争入札妨害及び官製談合の契約は無効であり、契約者らは損害賠償請求されます。
- ハ 指定管理者審議会に提出した申請書に虚偽記載は失格と定められています。

地方自治法第2条〔地方公共団体の法人格、事務範囲、自治行政の基本原則〕

職員による入札等の妨害(官製談合防止法・改正、平成18年 法律第110号)第8条 官製談合罪は関与した職員に故意・過失があれば損害賠償を請求するよう定めている。

指定管理関連の報道記事

○尼崎市の指定管理は指定金額を決めて、指定管理者を募集しています。 これが本来の指定管理契約であります。

- ○違法行為をした業者は契約を解除・指定取消されています。
- ○宝塚市は指定管理者の募集をしたが800万円の指定管理料が安いとして候補者がいなかったとの内容を 掲載した報道記事があった。
- ○西宮市卸売市場の移転問題では利益を得る業者が一部費用の負担をしたおり、西宮市食肉センターの指 定管理者契約をしているA社代表Bは一円の金員の負担もなく違法な契約により利益 を得ています。

まとめ

西宮市食肉センター指定管理業務を平成20年度から導入したが、請求人が平成24年2月7日付で公正取引委員会に提出した申請書の通りであります。

平成23年度から26年度又平成26年度から平成30年度までは違法な行為が続いている事を承知で今回、石井登志郎市長が議会の議決を得る前に平成31年度から平成35年度までA社代表Bと契約する行為は、前任者の市長と同じあらゆる法律を遵守していない契約であり市民の税金を不正に支出したのは明白であります。

西宮市が指定管理者と契約の取り消しをしても西宮市は損害を被る事はなく違法行為をしたA社に賠償責任が 生じるだけであります。

(産業文化局長による回答書)

西宮市職員措置請求書(平成31年1月31日付西監収第34号)に対する回答

請求人の主張

ブル オルバース

1 財務会計上の不当・違法行為

イ 市議会の議決を受ける前に、石井登志郎市長が平成 31年4月1日~平成36年3月31日までの5年契約 するにあたり平成30年8月2日付でA社代表Bに指 定管理者として申請書を提出するよう契約の依頼書 を送付し、A社代表Bが平成30年9月7日付で文書 を提出して同日付で西宮市が受理した。平成31年度 からはBと14名との契約。

西宮市食肉センター及び西宮市食肉地方卸売市場 指定管理業務内容書 P. 6 の 16 指定の取消し等

指定管理者の損害に対しては市は賠償しません。又 取り消しに伴う西宮市に生じた損害について、賠償し なければなりません。

P. 6の 19(3)提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

市議会の議決を受ける前に、河野昌弘市長が平成26 年4月1日~平成31年3月31日までの5年間の契約 するにあたり平成25年7月18日付でA社代表Bに指 定管理者として申請書を提出するよう契約の依頼書 を送付し、A社代表Bが平成25年8月23日付で文書 を提出して同日付で西宮市が受理した。

平成26年度からはB、Cと15名との契約

契約に関する申請書は「西宮市食肉センター及び西宮市地方卸売市場指定管理指定申請書」と記載されていますが西宮市地方卸売市場は指定管理が導入された平成19年には存在していません。虚偽有印公文書

西宮市とA社代表Bの双方が虚偽の公文書と承知しているにも拘わらず、平成20年度から現在まで契約しています。刑法第96条の3 競争入札妨害罪に該当すると思料します。

市当局の説明

イ 西宮市食肉センター及び食肉地方卸売市場への指定管理者適用に関しては、「西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条第4号により、「指定施設の設置の目的、性格及び規模等により公募に適さない場合その他公募を行わないことについての合理的な理由がある場合」に該当することから、非公募で選定手続きをおこないました。

選定の手続きについては、「指定管理者制度運用マニュアル」II-2 募集及び選定、(3) 公募しない場合の手続きに従い、市からの基本的な事項の明示、事業者による事業計画書等の提出の後に、選定委員会により指定候補者として妥当かの審査を行い、指定候補者を選定しました。

なお、当該施設の指定管理者の指定については、指定候補者を指定管理者とすることを、平成30年12月市議会において議案承認され、平成31年1月24日に指定しております。今後、年度末までに、指定管理者と基本協定及び平成31年度の年度協定を締結する予定です。

従って、請求人主張の市議会議決前に違法な申 請書の提出や契約の依頼には該当しません。この ことは、平成26年度以前の指定手続きについて も、同様です。

また、西宮市食肉地方卸売市場については、昭和63年6月15日付けで兵庫県知事により認可された施設であり、施設利用者である荷受会社E社により、牛枝肉の卸売業が営なわれており、市としては施設使用料(卸売金額の1,000分の1.5)及び事務所使用料(378円/㎡)を徴取しております。

従って、西宮市食肉地方卸売市場が存在しない という請求人の主張は、該当しません。

また、指定管理としての施設の維持管理の対象については、食肉センター、食肉卸売市場と一体の施設として維持管理することとしており、食肉卸売市場としての管理実態がないことには

請求人の主張	市当局の説明
	当たりません。
ロ 平成 20 年度は5業務をA社代表Bと役員7名との	指定管理者が当該業務を行うにおいての人員に
契約であったが平成26年度からはB、Cと15名との	ついては、指定管理者により必要な人数及び人件費
契約。内容を変更しており、平成 31 年度からはBと	が計上されております。各期の人数及び人件費の変
14名との契約。西宮市指定管理の条例マニュアルに定	更については、各年度の必要な人員を計上してお
めがない違法な契約である。	り、各年度協定においてそれを承認していることか
	ら、契約の変更や違法な契約には該当しません。
ハ 西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条	請求人主張のような事実は確認しておりません。
例の違反	
第2条(4)ア(ア)特定な者に対して著しく有利な、又	
は不利な取扱いをすること。	
ニ 宿日直に関する法律	食肉センター及び食肉地方卸売市場の指定管理
警備業法第4条「警備業を営もうとする者は、前条	において、宿日直業務については、「仕様書6業務
各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県	の委託について」により市の承認を受けたうえで、
公安委員会の認定を受けなければならない。」と法律で	専門業者に委託することができるとしています。な
定められています。	お、仕様書において、本業務を指定管理者から再委
A社代表B、Cは公安委員会の許可を保有していな	託する場合は、警備業法の定める警備許可業者と定
い。西宮市は契約金をA社代表Bに支払い、A社代表	めており、現在の受託業者であるD社については、
Bは3名分を西宮市に申請しD社には2名分を支払っ	その要件を満たしております。
ている。	また、市としては指定管理者が、仕様書に定める
A社代表Bは詐欺罪に該当し西宮市長は背任罪を問	「宿日直業務」が適切に実施されているかを判断し
われます。	ており、再委託先の人員については要件としており
A社代表BからD社に再委託の文書。	ません。
ここで、西宮市とA社代表BとD社の3者の談合・	(
競争入札妨害が発生すると共にA社代表Bの詐欺罪に	ありません。
該当し西宮市長は背任罪を問われます。	W 7 & C 7 0 0
ホ 西宮市食肉センター内に「荷受け場所」が存在し	食肉センター内の「荷受け場所」については、大
ないにも拘わらず税金の支出及びA社代表Bは申請	動物冷蔵設備等の一部を使用して、荷受会社により
書を提出して受取っている。	相対取引にて食肉卸売業が実施されています。
A社及びA社代表Bは詐欺罪に該当し西宮市長は	
背任罪を問われます。	
へ 本社事務所は西宮市内のBの自宅で作業は西宮市	指定管理者であるA社の本社は、請求人指摘の
食肉センター内の西宮市所有の事務所で作業をして	とおり、西宮市内の代表取締役B宅と同住所に定め
いるにも拘わらず委託料を受取っているA社及び	られています。
B、Cは詐欺罪に該当し、その事実を承知で違法な	ただし、本社・支社の所在地については、仕様書
手続きによる税金を支払っている西宮市長は背任罪	等において定めがなく、その本社が代表取締役住所
を問われます。	であったとしても、何ら問題はないものです。
本社経費 8,963,094円 「本社に行って調査し	平成31年度予定の本社経費8,963,094円につい
た事はありません。」	ては、指定候補者であるA社より提出された収支予
賃借料(コピー機、ファックス、監視カメラ、U	算書における一般管理経費の額で、本社事務経費、

TM機器) 542,982 円

修繕費について(50万円以下の工事)についてA

社労士、税理士等の経費からなっています。

また、賃借料、修繕費については、指定管理者に

請求人の主張	市当局の説明
社が行うと契約している。 西宮市は「A社に費用を支払っているが領収書は A社が保有して西宮市にはありません。」と回答。 ①西宮市契約規則 契約課は「原則は許可を有している業者です。」 ②西宮市事務分掌規則 西宮市契約課 提供	よる契約・執行ですので、領収書はA社が徴取し、 市としては当該年度が終了した後にモニタリング として執行状況を確認する際に、領収書等も確認し ています。 修繕費の執行については、50万円未満の主に施 設・設備機能を維持するための小規模な修繕につい ては、指定管理者の業務としておりますが、修繕に 係る工事資格等は要件としておりません。ただし、 工事資格を要する専門的な修繕については、工事資 格を有する業者に指定管理者から発注しておりま す。
ト 平成20年度から平成30年度の食肉センター決算 推移 山田知、河野昌弘、今村岳司、石井登志郎市長が 決裁。	決算の推移について、相違ありません。
チ 契約に対して審議をする決定権のある西宮市食肉 センター指定管理者候補者選定委員会の委員に平成 30年度市民の声 No. 158・No. 183 号と添付資料を回付 していない行為は刑法第 233条の業務妨害罪に該当 します。 市議会議長が議決権のある市議会の会派・市議会 議員に平成 30年度市民の声 No. 158号、No. 183号と 添付資料を回付していない行為は刑法第 233条の業 務妨害罪に該当します。	本件市民の声は、市行政に寄せられた意見等であり、一義的には市の執行機関(担当部局等)において精査し処理すべきものと考えております。従って、今回の指定候補者選定に際して、選定委員には回付しておりません。
リ 西宮市食肉センター等指定候補者選定委員会関係 の資料 公正取引委員会の官製談合・競争入札妨害につい て解説の文書 公正取引委員会においても従来から指名見積り合 わせに係る事件を入札談合事件の一類型として扱っ ています。	指定候補者の選定については契約行為ではなく、 申請行為等に対する行政処分であり、また、その募 集形態も他の事業者の参入が困難なことから非公 募としており、入札における官製談合・競争入札妨 害には該当しません。
2 指定管理者取消の理由 イ 詐欺による契約は取消又は無効であります。 ロ 競争入札妨害及び官製談合の契約は無効であり、 契約者らは損害賠償請求されます。 ハ 指定管理者審議会に提出した申請書に虚偽記載は 失格と定められています。	左記のような取消又は無効、失格の理由には該当しません。
西宮市卸売市場の移転問題では利益を得る業者が一部費用の負担をしたおり、西宮市食肉センターの指定管理者契約をしているA社代表Bは一円の金員の負担もなく違法な契約により利益を得ています。	左記のような事実は確認できません。

請求人の主張	市当局の説明
まとめ	
西宮市食肉センター指定管理業務を平成20年度から	西宮市食肉センター及び西宮市食肉地方卸売市
導入したが、請求人が平成24年2月7日付で公正取引	場の指定管理者の選定及び執行について、違法な行
委員会に提出した申請書の通りであります。	為はありません。
平成 23 年度から 26 年度又平成 26 年度から平成 30	
年度までは違法な行為が続いている事を承知で今回、	
石井登志郎市長が議会の議決を得る前に平成31年度か	
ら平成35年度までA社代表Bと契約する行為は、前任	
者の市長と同じあらゆる法律を遵守していない契約で	
あり市民の税金を不正に支出したのは明白でありま	
す。	
西宮市が指定管理者と契約の取り消しをしても西宮	
市は損害を被る事はなく違法行為をしたA社に賠償責	
任が生じるだけであります。	

(その他市当局の反論等)

西宮市食肉センター等の指定管理者が管理する施設は、と畜場に該当する『西宮市食肉センター』と、卸売市場に該当する『西宮市食肉市場卸売市場』との複合施設であり、その維持管理は一体の施設として管理されています。

また、本施設の維持・管理に適用している指定管理者制度については、契約行為ではなく、申請行為等に対する行政処分であります。従って指定管理者の選定等については、地方自治法第234条の規定による契約の締結には該当せず、「西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」及び「指定管理制度運用マニュアル」に従い手続きが行われています。

また、指定管理の執行については、各年度終了後に事業報告書の提出を受け、関係書類の確認やヒアリングを行っており、請求人が主張する違法な行為はありません。